

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての意見用紙（様式）**

(通し番号 7)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]、[REDACTED]、
部局課室名	労働基準局労働条件政策課、監督課、労働関係法課	FAX	[REDACTED]、[REDACTED]、
担当者名	奈良、中嶋、安武	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

意見及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※意見は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【意見内容】

通し番号 99 で回答いただいた新法上のフリーランスの該当基準について、明確化を行う際には当局にも協議いただくようお願いします。

【意見の理由】

労働基準法第9条及び労働組合法第2条に規定する労働者との関係性を整理するため。

【回答】

ご意見いただき、ありがとうございます。貴局も含めた厚生労働省関係者のご意見等を踏まえ、対応してまいりたいと考えておりますので、追ってご相談させていただければと思います。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 106)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤径至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

第3条第1項ただし書の「その内容が定められることにつき正当な理由がある」について、具体的にどのような場合を想定しているのか。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターにおいては、報酬額（配分金）は仕事の完了後、作業に従事した会員間で分け合うため、事前に正確な金額を提示できない仕組みとなっているが、このような場合も含まれると解してよいか。

【質問の理由】

シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。

【回答】

「正当な理由がある」とは、取引の性質上、業務委託に係る契約を締結した時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合のことを言うところ、報酬の額そのものを明示できない場合であっても、「具体的な報酬の算定方法」を明示することが可能である場合には、「その内容が定められることにつき正当な理由がある」とは言えないため、それを明示する必要があります。

このため、御指摘のシルバー人材センターのケースに関し、実際に支払われる具体的な報酬額（配分金）は明示できずとも、その算定方法（総額と分配基準等）が明示可能であれば、それを明示していただく必要があることになります。

【再質問内容】

「算定方法（総額と分配基準等）が明示可能であれば、それを明示していただく必要がある」との回答をいただきましたが、計算式等により報酬額が一意に定まるような算定方法を明示する必要があるでしょうか。あるいは、「原則として就業時間に応じ按分」「リーダーの役割を担う場合は一定加算」などの、考え方を示すことでも、可能な限りの算定方法を示していれば、認められるでしょうか。

【再回答】

契約締結時に報酬の具体的な金額を明示することが困難なやむを得ない事情がある場合には、報酬の算定方法を明示すれば足りるところ、算定方法としては、報酬の額の算定の根拠となる事項が確定すれば具体的な金額が自動的に確定するものである必要があります。このため、御指摘の「計算式等により報酬額が一意に定まるような算定方法」であれば問題あり

ませんが、「原則として就業時間に応じ按分」、「リーダーの役割を担う場合は一定加算」については、明示された算定方法を全体として見た際に、契約締結時に定まっていなかった具体的な数字を代入したときに具体的な報酬額が自動的に算出されるような算定方法となっていないのであれば、本法律案における報酬の算定方法としては認められないことになります。